

平成23年度分 町税の納税通知書の送 付について

平成23年度分の町税の納税通知書を各税（保険料）の最初の納期までに納付書をお送りします。

税金は町の貴重な自主財源です。どうかご理解の上、納税にご協力をお願いします。また、何か事情があります。

にお困りの方は、相談に応じますので、お気軽に税務課へお越しください。

なお、納税通知書をご覧になった際、納税できない、間違っている、と感じられることがあるかと思えます。その際は、納税通知書を受け取った日から60日以内に町に対して異議の申し立てをすることができます。

減免について

リストラ・病気・災害などで、昨年より著しく所得が減少した方は減免申請をすることができます。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは前年の所得が400万円以下（収入で560万円以下）の方に限られ、資力や生活困窮からの回復見込みにより生活に支障がないと認められるときには、減免に該当しない場合がありますのでご承知おきください。

いずれにしても、何らかの理由により納税が困難な方については、税務課にお越しになり納税相談されるようお願いいたします。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。この税は、所得割と均等割から成り立っており、所得割均等割ともにある一定以上の所得がある方について課税されます。なお、前年中に退職されていても、住民税は前年の所得（退職に係る分は除く）に対して課税されますので

留意ください。

住民税の年金からの特別徴収について

一昨年から住民税の年金からの特別徴収（年金天引き）が始まっています。

この制度の対象となるのは、4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。ただし、介護保険料が特別徴収されていない方や、平成22年度の特別徴収税額が年金の額を超える方については特別徴収の対象にはなりません。

また年金以外の所得に係る住民税については従来どおり普通徴収で納めていただきます。

国民健康保険税

国民健康保険税は、職場の健康保険等に加入されている方を除き、安平町に住んでいる全ての方が対象となります。

平成23年度国民健康保険税の課税限度額が改正され、これまで最高73万円でしたが、今年からは77万円になりました。

内訳は、医療分が50万円か

ら51万円、後期支援分が13万円から14万円、介護分が10万円から12万円に引き上げられました。この改正による税率（所得割、資産割、平等割、均等割）の変更はありません。

特別徴収（年金天引き）対象者の方は申し出により口座振替に切り替えることができます。

納税通知書は仮徴収（4月6月、8月に年金天引き）対象者の方には通知済みですが、10月以降の保険税については9月中旬までに通知します。

普通徴収（納付書で直接納める方法）の方については6月中旬までに発送します。

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなった方

これには、主に二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、新築住宅の軽減が受けられなくなっ

納期限	期別	税目等	期別	税目等
5月31日	全	軽自動車税		
6月30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月1日	1	固定資産税	2	
8月31日	2	町・道民税	3	
9月30日	2	固定資産税	4	
10月31日	3	町・道民税	5	
11月30日	3	固定資産税	6	
12月28日	4	町・道民税	7	

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。税金は納期限内に納めましょう。